

日本の山岳地域における保護地域制度の多様性とその意義

Diversity of protected areas in Japanese mountainous area

目代 邦康^{1*}・渡辺 悌二²

Kuniyasu MOKUDAI^{1*} and Teiji WATANABE²

¹ 日本ジオサービス株式会社

² 北海道大学 大学院地球環境科学研究所

¹ Japan Geoservice Inc.

² Faculty of Environmental Earth Science, Hokkaido University

摘 要

日本列島においては、山岳地域は、人為の影響が比較的少ない地域であり、生物多様性、ジオ多様性が高く、固有の動植物や地形が存在する。そして山岳地域の自然環境は、一旦破壊されると、再生が不可能か、あるいは時間がかかる脆弱なものが多く、その保護が必要である。現在、山岳地域の自然環境保護のための様々な制度やプログラムが存在する。それらには、法律に基づく保護の仕組みと、その法律を保護担保措置として主体的に地域住民が活動をする仕組みと、民間による保護の仕組みがある。それぞれの地域の自然環境の特性や地域の社会的背景にあわせて、制度やプログラムを選択し、場合によってはそれらを連携させることにより、より良い山岳地域の自然環境保全の方法を作り出すことができる。

キーワード：ジオパーク、自然公園、持続可能な開発、世界遺産、

ナショナル・トラスト、ユネスコエコパーク、ラムサール条約登録湿地

Key words： Geopark, natural park, sustainable development, World Heritage,

National Trust, Biosphere Reserves, Ramsar site

1. はじめに

人類は自然環境を改変し、自然資源を利用して農業や工業を進め、現代文明を築いてきた。自然環境の改変が進めば進むほど、原初の自然の希少性は高まる。そして、その存在が価値を有するようになると、そこは保護の対象となる。産業革命の起こったイギリスでナショナル・トラスト活動が1895年にはじまり、アメリカ合衆国の西漸運動の過程で1872年に国立公園制度が成立している。いずれも、人類による大規模自然改変の進行に伴って誕生した自然環境保護の制度といえるであろう。

地球上には、様々な生物が存在し、地形、地質、土壤が多様である。これらの自然の多様性は、近年、生物多様性、ジオ多様性という概念で理解されるようになった。そのなかでも特に山地は、生物多様性、ジオ多様性が高く、固有の動植物、地形も存在する。特に日本列島においては、山地は、丘陵地、平野に比べると農地や工業地として開発されにくく、陸上においては最も人為の影響が少ない地域の一つであり、原生に近い自然が残されている。こうした地域の自然は、一旦失われると再生不可

か、再生に時間がかかるものも多いため、貴重なものであり、保護される必要がある。

現在、地域の自然環境を保護する制度には、様々なものがある。上述の工業化の進展に伴って成立した制度のほかに、1970年代以降に世界的なネットワークの中で作られていったものも多い。世界遺産（自然遺産）、Man and the Biosphere Programme（人間と生物圏計画）のBiosphere Reserves：BR（生物圏保存地域；ユネスコエコパーク）、ラムサール条約などの国際的な枠組みがある。これらは、特定の自然環境を保全し、その地域住民によって賢明な利用（ワイズユース）を行うものである。それらは、登録、認定制度を持ち、現在まで多くの地域が登録、認定され、様々な実践が積み上げられてきた。そして近年では、その保護の対象を地学的自然環境としたユネスコ世界ジオパークの仕組みもつくられている。

これらのプログラムは、その時々での社会的な情勢や背景となる学術的な研究の進展に合わせて変化してきた側面を持つ。また、お互いに影響を与えながら発展してきている。今後、より良い制度、プログラムにしていくためには、活動の成果と制度との関係性についての分析を継続的に進め、その成果を制

受付：2018年11月30日、受理2018年12月26日

* 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-1, E-mail: mokudai@japangeoservice.com

表1 1923(大正12)年に内務省衛生局により選ばれた国立公園候補地。

名称	都道府県
阿寒湖	北海道
登別	北海道
大沼	北海道
十和田湖	青森県・秋田県
磐梯山	福島県
日光	栃木県
富士山	静岡県・山梨県
白馬山	長野県・富山県
立山	富山県
上高地	長野県
大台ヶ原	和歌山県
伯耆大山	鳥取県
小豆島屋島	香川県
温泉岳	長崎県
阿蘇山	熊本県
霧島山	宮崎県・鹿児島県

度設計に反映させるという作業が必要である。

本稿では、上述の制度や仕組みについて、それぞれの特徴について述べた上で関係性を整理し、日本の山岳地域における自然環境の保護のあり方について議論を行う。

2. 諸制度の概観

自然環境が何らかの方法により保護されている地域は、自然保護区や保護地域と呼ばれ、英語では protected area (PA) という。こうした保護地域は、生物多様性と関連する生態系サービスや、文化的な価値の長期的な保護に重要な役割を果たしている(国際自然保護連合日本委員会, 2015)。この保護地域は、国立公園のような法律で保護されている区域だけでなく、樹木伐採や野生動物狩猟などの自然生態系の持続可能な利用のために管理されている区域も含むものである(Millennium Ecosystem Assessment, 2007)。

本章で以下に解説するいくつかの制度や取組は、大きく分けると3種類に分類することができる。すなわち、i) 法律により定められた厳格な保護制度、ii) 地域が能動的に活動を行うことで保全活動を推進する、世界的なネットワークを持つ取組、iii) 地域が主体的に取り組む活動の3つである。i) には、国立公園や国定公園などの自然公園の制度が当てはまる。世界遺産(自然遺産)は、元々がアメリカ合衆国の国立公園制度が起源にあるので、このi)の性質を帯びている。ii) には、ラムサール条約登録湿地や、ユネスコエコパーク、ユネスコ世界ジオパークなどが当てはまる。iii) にはナショナル・トラストなどの民間保護地域(private protected area: PPA) が当てはまる。以下、その代表的なものを取り上げ

解説する。

2.1 自然公園

現在、日本では自然公園法に基づいて国立公園、国定公園、都道府県立自然公園が定められ、その自然の保護と活用の取組が行われている。この自然公園法の前身は、戦前に制定された国立公園法である。アメリカ合衆国において1872年に国立公園法が成立したことの影響を受け、またドイツ人医師ベルツや元アメリカ合衆国大統領ユリシーズ＝グラントの日光の訪問があり、日本において国立公園設立に向けた動きが高まった(村串, 2005)。1923年には内務省衛生局により16の国立公園候補地の選定が行われている(表1)。これらの候補地は、上高地のような原始性の高い山岳大風景地と、日光、温泉岳(雲仙岳)などのような温泉地を周囲に持つ古くからの観光地からなる。1931年に国立公園法が作られ、9月には、国立公園調査会において「国立公園ノ選定ニ関スル方針」が決定された(岡野, 2013)。そこでは、国立公園になる条件として「同一風景型式ヲ代表シテ傑出セルコト」が示された。風景型式とは、評価対象とされる景観のことであり、「地形地貌ガ雄大ナルカ或ハ風景ガ変化ニ富ミテ美ナルコト」であるとされている。候補地の地形は、ほとんどが山地(隆起山地、火山)であり、国立公園の選定の過程は、山地の景観美価値の評価の過程ともいえよう。その後、議論を経て、1934年3月には最初の国立公園として瀬戸内海、雲仙、霧島の3箇所が指定された。

この国立公園法が全面的に改定されたのが、1957年の自然公園法である。自然公園法の制定までには台湾のタロコ国立公園を除いて19箇所が国立公園に指定されていたが、現在では、34箇所が指定されている。2008年には、生物多様性基本法が制定

表2 日本のユネスコエコパークの登録地と登録年。

名称	登録年	都道府県
只見	2014年	福島県
みなかみ	2017年	群馬県・新潟県
志賀高原	1980年(2014年拡張)	長野県・群馬県
白山	1980年(2016年拡張)	石川県・福井県・富山県・岐阜県
南アルプス	2014年	山梨県・長野県・静岡県
大台ヶ原・大峯山・大杉谷	1980年(2016年拡張)	奈良県・三重県
祖母・傾・大崩	2017年	大分県・宮崎県
綾	2012年	宮崎県
屋久島・口永良部島	1980年(2016年拡張)	鹿児島県

され、自然公園法も2010年に改正され、その法の目的に「生物の多様性の確保に寄与すること」が追加された。このように、自然公園に関する法律は、その時代時代で社会的な状況にあわせる形で変化し、国立公園の運用もそうしたなかですすめられている。

現在、国立公園においては、協働型管理の取組が進められている。これは、2007年に国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会により出された「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」において、多様な主体の参画による計画策定と管理運営が示されたためであり、その後、実効的な協働型管理の実現のため様々な取組が行われている。

2.2 世界遺産

世界遺産は、「顕著で普遍的な価値を有する遺跡や自然地域などを人類全体のための世界の遺産として保護、保存し、国際的な協力及び援助の体制を確立する」ことを目的とした、世界遺産条約(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約)に基づいて運用されている。この条約は、1972年にユネスコ総会において採択されている。顕著な普遍的価値(Outstanding Universal Value; OUV)を有するものが、世界遺産リストに記載されることにより登録される。この条約では、文化的価値を持つものは文化遺産として、自然の価値を持つものは自然遺産として、また双方の価値を持つものは複合遺産として登録される。自然遺産では、国際自然保護連合(International Union for Conservation of Nature: IUCN)が諮問機関となり、文化遺産では、文化財保存及び修復の研究のための国際センター(International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property: ICCROM)と国際記念物遺跡会議(International Council on Monuments and Sites: ICOMOS)が諮問機関となっている。

1972年に世界遺産条約がユネスコ総会において採択されているが、日本がこの条約を締結するのは1992年と、条約誕生から20年も経てからである。

自然遺産では1993年に白神山地と屋久島が、2005年に知床が、2011年に小笠原諸島が登録されている。2018年には「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の登録において、IUCNから登録延期勧告が出され、現在も登録に向けての国内での作業が進められている。

2018年12月の時点で、世界遺産は、全部で1092箇所あり、そのうち文化遺産は845箇所、自然遺産は209箇所、複合遺産は28箇所ある。日本の世界遺産(自然遺産)の4箇所は、いずれも中地型スケールで分類すれば、ほとんどの面積が山地となる。

世界遺産の登録にあたっては、世界遺産条約に基づく登録基準(クライテリア)を満たしていることと、十分な規模と必要な要素を持っているという完全性を満たしていること、そして、国内法による法的な保護の措置がとられていることが必要である。自然遺産としての登録基準には、「vii 自然景観: 最上級の自然現象、又は、類いまれな自然美・美的価値を有する地域を包含する」と「viii 地形・地質: 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である」という山地の地学的自然環境を評価する項目があるが、日本の世界遺産(自然遺産)において、これら登録基準に該当して登録されたものはない。

2.3 生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)

ユネスコは、1971年に、生物多様性の保護を目的に、自然及び天然資源の持続可能な利用と保護に関する科学的研究を行う政府間共同事業としてユネスコ「人間と生物圏」計画(UNESCO's Man and the Biosphere Programme: MAB計画)をスタートさせた。生物圏保存地域(BR)は、そのなかの取組である。最近、日本では通称として「ユネスコエコパーク」と呼んでいる。その目的は、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)である(日本ユネスコ国内委員会, 2018)。日本には、2018年12月現在、9箇所の登録があり(表2)、世界では122箇国686地域が登録されている。日本に

におけるユネスコエコパーク登録地は、いずれもその面積の大半が山地となる。

ユネスコエコパークは、保全、経済と社会の発展、学術的研究支援という3つの機能を持つ。このような3つの機能で特徴付けられるのは、後述するラムサール条約やユネスコ世界ジオパークと同様である。保全活動が一つの柱であり、それと経済的な活動、そして教育・研究活動が加わる。

ユネスコエコパークの特徴の一つは、その領域が、核心地域と緩衝地域、移行地域とに区分されていることである。核心地域は法的に厳しく保護されるが、緩衝地域は、研究や教育が行われる場として区分されている。さらに移行地域は人間の生活の場であり、環境を守りながら生活を営む場として位置づけられている。このように人間の生活が存在することを前提として設計されているため、地域の実情に即した自然環境の保全のあり方を模索できる制度となっている。

2.4 ラムサール条約登録湿地

ラムサール条約は、正式名称が「特に水鳥の生育地として国際的に重要な湿地に関する条約」という、湿地保全のための条約である。1971年にイランのラムサールで開催されたイラン政府主催の「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択されたもので、開催地の名前をとってラムサール条約と呼ばれている。条約の名称にあるように、本来は水鳥の生育地として重要な湿地の保全をはかるための条約であったが、現在は、持続可能な開発を達成するための貢献として、全ての湿地の保全と賢明な利用をはかることが、この条約の使命となっている(Ramsar Convention Secretariat, 2014)。2018年12月現在、ラムサール条約締約国数は170箇国、登録サイトの数は2,341である。日本には、52箇所のサイトがある。

この条約では、湿地は「天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水(海水)であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含む」と条約第1条1項で示されている。この対象となる湿地のなかで、湿原は山地にしばしば分布している。日本では、尾瀬、立山弥陀ヶ原・大日平や、くじゅう坊ガツル・タデ原湿原、奥日光の湿原などの湿原が登録されている。山地における湿原は、人為の影響が少なく、地形、地質、植生、土壌、気象・気候条件といった山地の環境を反映して成立している貴重な環境であり、適切な管理が必要な場所である。ラムサール条約はこうした場所の管理に貢献しているため、この条約は山地の保護地域制度の一つということができる。

ラムサール条約では、条約の目的とされる「保

全・再生」と「ワイズユース(賢明な利用)」に「交流・学習(CEPA)」を加えた3つの項目が、条約の基盤となるとされている。CEPAとは、交流(Communication)、能力養成(Capacity building)、教育(Education)、参加(Participation)、普及啓発(Awareness)の頭文字をとったものであり、湿地の保全や賢明な利用のために取り組むべき活動とされている。

2.5 ユネスコ世界ジオパーク

ジオパークは、地形や地質などの地球科学的価値を持つものの保護・保全をはかるプログラムである。2015年からはユネスコプログラムとして実施されていて、認定を受けた地域はユネスコ世界ジオパークとなる。日本には、9地域存在する。このユネスコ世界ジオパークに準じて日本国内で認定している制度に日本ジオパークというものがあり、その数は35地域となる(日本にあるユネスコ世界ジオパークを除く)。ジオパーク活動においては、地球科学的価値を持つ事象の保護・保全と教育、そして持続可能なジオツーリズムが活動の三本柱とされている。詳細は本特集の目代(2018)を参照いただきたい。

2.6 ナショナル・トラスト

ナショナル・トラストは、国民のために国民自身の手で価値ある美しい自然と歴史的建造物を寄贈、遺贈、買い取りなどで入手し、保護管理し、公開する取組である(木原, 1984)。正式には「歴史的名勝および自然的景勝地のためのナショナル・トラスト」(The National Trust for Places of Historic Interest or Natural Beauty)という。この運動を行っている団体もしくは運動そのものを指す。1895年にイギリスにおいて、弁護士のロバート＝ハンター、オクタビア＝ヒル、キャノン＝ローンズリーの3人によって始められた運動である。イギリスにおいて18世紀から19世紀にかけて産業革命が進むと、第二次囲い込み運動が起こり、さらに、都市住居者が郊外の土地を保養のために購入する動きがでてきた。こうした動きに対抗するため、上述の3人が価値のある自然や文化財を購入し保護するというナショナル・トラストが生み出された。団体は1895年に設立された。

1960年代中頃に、鎌倉鶴岡八幡宮の裏山の御谷における宅地造成を阻止するための土地の買い取り運動が起こった。これが、日本におけるナショナル・トラスト活動の嚆矢とされている。鎌倉風致保存会という組織がつくられ、そこが募金活動をすすめて、宅地造成予定地の山林の一部である15,000m²の土地を取得し、開発計画は中止された。その後、和歌山県田辺市天神崎、北海道斜里町のしれとこ100平方メートル運動、静岡県清水町の柿田川湧水など、日本各地でナショナル・トラスト活動が行われるようになった。



図1 上高地梓川支流黒沢での河床の砂礫の除去の状況(2005年8月4日撮影)。



図2 上高地奥又白谷出合上流の仮設橋近くの河岸につくられた、掻き上げ堤防(2018年10月29日撮影)。

最近では、埼玉県生態系保護協会が秩父山地両神山の約12km²を取得するなど(埼玉県生態系保護協会, 2015), 山地の自然・文化の保護の取組としての機能も果たしている。

3. 日本における保護地域の実例

上高地は、最も日本で有名な山岳自然公園の一つであり、中部山岳国立公園の特別保護地区として自然公園法により保護され、また、特別名勝、特別天然記念物として文化財保護法により保護されている。ここでは上高地ビジョン(中部山岳国立公園上高地連絡協議会, 2014)がつけられ、協働型管理が進められている。しかしながら、上高地で現在行われている公園行政は、本来持つ上高地における自然環境の価値を正当に評価しているとはいえず、自然の価値を大きく損なうものとなっている(岩田・山本, 2016)。

上高地自然史研究会は、1991年から上高地の山地斜面、河床の地形変化プロセスやそれに伴う植生変化の研究を続けてきた(上高地自然史研究会, 2016)。その成果では、河床の砂礫の人工的な移動や除去(図1)により、本来の河床の砂礫の移動が行われなくなり、河畔林植生が衰退していることがわかっている(岩田, 2007, 2018; 岩田・山本, 2016)。最近では、掻き上げ堤防(図2)といわれる河床の中央が掘削される工事が行われているため、河床の地形が大きく変化している。上高地においては、山地の隆起、崩壊、土石流の発生、沖積錐の発達、梓川本流の側方移動、河畔植生の成立、動物相の成立とが、相互に関連している。しかし、現在、国土交通省が、本来の河道の移動範囲を堤防で狭めてしまい、河床の砂礫を人工的に移動、除去してしまっているため、ケショウヤナギなどの河畔林の実生が育たなくなり健全な森林の更新が阻害されてし

まっている。

上高地は、日本国内においては、最も開発が規制されている地域であるが、その自然の保護は十分なされていないとはいえない。これは、法的に強い規制があったとしても、その自然の価値が損なわれてしまうことを示している。こうした状況をなくし、価値のある山地の自然を残していくためには、より良い管理方法を模索していくしかない。

上高地における問題の一つは、地形のプロセスやそれに関連した植生の成立といった最近の研究の成果による自然の価値の評価が、公園管理に反映されていないことであろう。また、以前からこの地に住んでいる人がおらず、この地域の自然の本来の姿を残す必要があると考えている人が少ないという状況もある。こうした状況を改善していくためには、法律だけを根拠にする公園管理ではなく、より多くの人が関われる、開かれた議論の場をつくり、そこでの議論を元に順応的管理を行う公園管理の仕方考えるべきであろう(目代, 2016)。

4. 諸制度・プログラムの重複の意義と問題点

ここでは、2章で示した様々な制度、取組について、それぞれの関係性について整理をしたい。まず、法的な保護制度と、国際的な保護プログラムとの関係性について、次に国際的な保護プログラム同士の関係性について、最後にPPAと他の制度、プログラムとの関係について論じる。

4.1 法的な保護制度と国際的な保護プログラムの関係

世界遺産は、登録されるための条件として、国立公園などの法的措置等により、価値の保護・保全が十分担保されている必要がある。ユネスコエコパークにおいても、その核心地域は、法律やそれに基づく制度等によって、長期的な保護が担保されている

必要がある(日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会人間と生物圏(MAB)計画分科会, 2012)。ユネスコ世界ジオパークにおいては、ジオサイトは、登録基準 vii において「ユネスコ世界ジオパークにおいて位置づけのなされた地質遺産サイトは、いかなる申請にも先立って、法的に保護されなければならない」とされている(UNESCO, 2015)。日本でのラムサール条約湿地においては、国の法律(自然保護法、鳥獣保護法など)により、将来にわたり自然環境の保全が図られていることが要件の一つになっている。これらの諸規則からわかるように、1970年代以降に設計された国際的な自然環境保全に関わるプログラムは、それ以前の自然保護に関する法律を保護担保措置として利用している。

この既存の法制度と国際的なプログラムとの関係性を考える際に重要なのは、1970年代に、自然環境の保護・保全を図りつつ経済発展を目指す持続可能な開発(sustainable development)という概念が提示されたことである。この考え方により、自然地域の管理のあり方が変化してきたといえるだろう。保護地域が存在する意義の一つは、生態系サービスの保全にある(Millennium Ecosystem Assessment, 2007)。こうした考え方に拠って立つならば、保護地域における良い実践(good practice)は、持続可能な開発のモデルになるといえる。地域の自然資源を保全し持続可能に利用していく方法は、地域ごとに自然的、社会的資源が異なるため、同じではない。法律は、それぞれの国において共通のものであるため、地域の実践を進める際に最適なルールとなり得ない。そこで、保護する事象に関しては既存の法制度を使い、それとともに、地域の主体性を尊重しつつ、国際的なネットワークの中で活動する構造が造られたと整理することができる。UNESCO(2013)は世界遺産、ユネスコエコパーク、ジオパーク、ラムサール条約登録湿地を地域の持続可能な開発のためのツールと位置づけている。

4.2 国際的な保護プログラム同士の関係

前項の組み合わせとは別に、1970年代以降に設計された各種プログラム同士の重複も、現在、日本各地で見られる。世界遺産(自然遺産)では、世界遺産の屋久島と、屋久島・口永良部島ユネスコエコパークの範囲が重複している。そして、その範囲のなかにラムサールサイトである屋久島永田浜がある。また、白山ユネスコエコパークの一部が日本ジオパークである白山・手取川ジオパークとなっている。南アルプスユネスコエコパークでは、その一部が日本ジオパークである南アルプスジオパーク(中央構造線エリア)となっている。祖母・傾・大崩ユネスコエコパークでは、その一部がおおいた豊後大野ジオパークとなっている。

ラムサールサイトである立山弥陀ヶ原・大日平は、日本ジオパークの立山黒部ジオパークの範囲内にあ

る。また、秋吉台地下水系は、日本ジオパークである Mine 秋吉台ジオパークの範囲内にある。国連食糧農業機関(Food and Agriculture Organization : FAO)の世界農業遺産では、佐渡ジオパークと阿蘇ユネスコ世界ジオパークとで重複が見られる。世界遺産の白神山地と、日本ジオパークの八峰白神ジオパークは、重複はしていないが、隣接している。

地域の自然資源を評価し、認定・登録を受けるといった動きは、日本ジオパークやユネスコエコパークを目指すことを表明している地域が多く存在することからも(2018年12月現在、日本ジオパークネットワーク(JGN)準会員16地域、日本ユネスコエコパークネットワーク(JBRN)研究会員2地域)、今後増加していくことが考えられ、複数プログラムが重複したり隣接したりする地域は今後も増えていくことが予想される。

ユネスコ世界ジオパークにおいては、登録基準 iv 「申請地域が世界遺産や生物圏保護地域といった他のユネスコ認定サイトと重複する場合、要請は明確に根拠づけられ、かつ、ユネスコ世界ジオパークが他の認定と独立してブランド化されながら相乗効果を出すことで、(その地域に)どう価値を付加できるのか証拠を示さなければならない」としている。ここで危惧されているのは、相乗効果がないのであれば、複数プログラムの実施は地域の負担になってしまうということである。

一つのプログラムを実施するにしても一定規模の予算、人材等が必要であり、複数のプログラムを実施するとなれば、その分を各地域で長期的に負担していかなければならない。認定や加盟、登録といったものは、地域が非常に「盛り上がる」ので、認定、加盟、登録となった時には、地域(特に行政、地方議会)において負担は是とされるが、「盛り上がり」のない時期には、負担が大きく感じてしまうことがある。プログラムへの取組が負担とならないようにするには、これらのプログラムが地域の自然遺産の保護・保全を継続的に行う活動であるという本質を理解しておくべきであろう。

既に述べたように、世界遺産、ユネスコエコパーク、ジオパーク、ラムサール条約登録湿地は、地域の持続可能な開発のためのツール(UNESCO, 2013)であるので、究極的な目的は一緒である。それぞれのプログラムは、特定の事象を対象にしており、また、保護・保全の程度についても違いがある。世界遺産は OUV(Outstanding Universal Value)を保護するものであり、規制も強い。一方で、ユネスコエコパークでは、ゾーニングにより保全の方法を段階的に分けている。またユネスコ世界ジオパークでは、ジオサイト以外の場所では強い保護は求めていない。複数プログラムを選択する場合は、こうした特性を理解した上で、取り組むべきであろう。

4.3 PPA との関係

民間による保護地域である PPA には、法的な根拠がないため、その管理が十分に行われない可能性がある。また、税金などを使って管理の経費を賄えないため、管理が不十分になる可能性もある。しかし、ナショナル・トラストは、民間での活動でありながら誕生以来 100 年以上にわたって活動を続け、世界各地で大きな成果をあげている。また、民間団体である日本野鳥の会では、日本各地に野鳥保護区を設けている(国際自然保護連合, 2015)。法的な制約がない分、それぞれの地域の保護・保全を本当に行わなければならないと考えている個人や団体により活動が主体的に進められるため、効果的にその地域の自然や文化の保護が進められることが多い。

喜多川・渡辺(2010)は、山梨県富士河口湖町における富士山麓富士ヶ嶺地区の日本ナショナル・トラスト協会によるナショナル・トラスト活動を分析し、土地取得の効果を分析し、国立公園法制の補完の機能を持つと結論づけている。これは、自然公園管理の方法として地域指定制(加藤, 2008)という方法をとる日本において、普通地域では、工作物の新築や土地の形状の変更について規制はできない。そうした場所においてナショナル・トラストとして土地を所有することは、その地域の景観保全に大きな役割を果たす。このように他の制度と PPA を組み合わせることによって、その地域の自然環境の保全に有効な手段をとることができるようになる。

5. おわりに

日本は国立公園、天然記念物制度にはじまり、ラムサール条約、世界遺産条約、ユネスコエコパーク、ユネスコ世界ジオパークと、明治以降、様々な制度を取り入れてきた。そうした経験が豊富なので、西洋文明の中で考え出された自然環境の保全やワイズユースの制度を日本の社会に適応させることは、それほど大変なことではない。しかし、そうした他地域発祥の仕組みを使っているため、例えば自然災害と自然環境の保全という、日本列島のような自然災害多発地域における自然環境保全のあり方については、必ずしも最適な方法がとられているとはいえない。諸制度の比較・検討を行うとともに、日本列島におけるよりよい自然環境保全のあり方ほどのようなものであるのか、さらに自然環境のみならず文化財保護とも両立した保護の方策があり得るのか、今後、検討していく必要があるだろう。

謝 辞

横浜国立大学酒井暁子教授には、JBRN の会員制度についての情報を提供していただいた。記して感謝いたします。

引用文献

- 中部山岳国立公園上高地連絡協議会(2014)上高地ビジョン. http://chubu.env.go.jp/shinetsu/mat150113_1.pdf (2018年11月30日確認)
- 岩田修二(2007)国立公園上高地の未来像—ケショウヤナギ群落消滅の危機. 日本第四紀学会(編), 地球史が語る近未来の環境, 東京大学出版会, 211-233.
- 岩田修二(2018)統合自然地理学. 東京大学出版会.
- 岩田修二・山本信雄(2016)破壊される上高地の自然. 上高地自然史研究会・若松伸彦(編)上高地の自然誌—地形の変化と河畔林の動態・保全, 東海大学出版会, 146-165.
- 上高地自然史研究会(編)(2016)上高地の自然誌. 若松伸彦(責任編集), 東海大学出版会.
- 加藤峰夫(2008)国立公園の法と制度. 古今書院.
- 木原啓吉(1984)ナショナル・トラスト. 三省堂.
- 喜多川 進・渡辺 伸(2010)富士山麓におけるナショナル・トラスト—その意義と展望. 富士山研究, 4, 1-8
- 国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会(2007)国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言, 環境省. http://www.env.go.jp/nature/koen_kento/teigen_a.pdf (2018年11月30日確認)
- 国際自然保護連合日本委員会(2015)生物多様性保全の新たな潮流—民間保護地域の今とこれから. <http://bd20.jp/wp-content/uploads/2016/06/private-protected-areas-201606.pdf> (2018年11月30日確認)
- Millennium Ecosystem Assessment(編)横浜国立大学 21 世紀 COE 翻訳委員会(2007)国連ミレニアムエコシステム評価生態系サービスと人類の将来. オーム社.
- 目代邦康(2016)上高地の未来を考える. 上高地自然史研究会・若松伸彦(編), 上高地の自然誌—地形の変化と河畔林の動態・保全, 東海大学出版会, 174-181.
- 目代邦康(2018)日本における山地の地形・地質の多様性の保護とジオパーク活動. 地球環境, 23, 37-44.
- 村串仁三郎(2005)国立公園成立史の研究—開発と自然保護の確執を中心に. 法政大学出版局.
- 日本ユネスコ国内委員会(2018)ユネスコエコパーク—自然と人の調和と共生. http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/08/13/1341691_01.pdf (2018年11月30日確認)
- 日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会人間と生物圏(MAB)計画分科会(2012)生物圏保存地域審査基準. http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/micro_detail/_icsFiles/afieldfile

le/2018/08/13/1341691_05.pdf (2018年11月30日確認)

岡野隆宏(2013)わが国最初の国立公園選定の際の風景評価. ランドスケープ研究(オンライン論文集), 6, 18-24.

Ramsar Convention Secretariat (2014) *The Ramsar Convention and its Mission*. Retrieved from <https://www.ramsar.org/about/the-ramsar-convention-and-its-mission> (2018年11月30日確認)

埼玉県生態系保護協会(2015)「両神山ナショナルトラスト」プレスリリース. http://www.eco-saitama.or.jp/activity/nt/img/pr_7.pdf (2018年11月30日確認)

UNESCO (2013) *A Quick Reference Guide-Biosphere Reserves, Global Geoparks, Ramsar Sites, World Heritage Sites*. Retrieved from <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000229213.locale=en>

UNESCO (2015) *Statutes of the International Geoscience and Geoparks Programme and Operational Guidelines for UNESCO Global Geoparks*. Retrieved from <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000260675.locale=en>



目代 邦康/Kuniyasu MOKUDAI

1971年神奈川県生まれ。2002年京都大学大学院理学研究科地球惑星科学専攻博士後期課程修了。博士(理学)。専門は地形学、自然地理学、自然保護論。筑波大学陸域環境研究センター、産業技術総合研究所地質標本館、公益財団法人自然保護助成基金を経て、2016年に日本ジオサービス株式会社を起業。現在、代表取締役。日本地理学会ジオパーク対応委員会委員長。編著書に『シリーズ大地の公園』(古今書院), 『Natural Heritage of Japan-Geological, Geomorphological, and Ecological Aspects』(Springer)。



渡辺 悌二/Teiji WATANABE

北海道大学大学院地球環境科学研究科・教授。高山の地理学、地生態学を専門として、ヒマラヤ、カラコルム、パミールなどで人と自然の関係について調査を行っている。ジオ多様性保全や自然保護地域に興味を持ち、日本では環境省と協力して大雪山国立公園の管理に関わっている。全球陸域研究計画(GLP)日本拠点オフィス・ディレクター。Erdkunde, Environments, Himalayan Journal of Sciences 誌などの編集委員を担当。